

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

三重国民年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで
昭和42年4月末にA町からB市に転居したが、申立期間の国民年金保険料は、B市で婦人会の役員に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、B市に転居した際に国民年金手帳を紛失したため、国民年金保険料の納付ができなかったが、昭和44年3月に国民年金手帳の再発行を受けた際、それまでの未納分について一括して納付したとしているところ、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、同年3月14日に国民年金手帳が再発行されたことが確認できる上、申立期間当時、市では基本的に婦人会等により保険料が集金されていたとみられることから、申立人の供述と符合しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳が再発行された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付しなければならないが、調査の結果、申立期間当時市では過年度保険料の納付書を発行していたとみられる上、申立人が納付したとする保険料も当時の保険料額と一致していること、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から56年3月まで

昭和55年7月に現在居住している市に転入したが、夫は、しばらくしてから自分の国民年金の加入手続を行い、同年7月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。私も、国民年金の加入手続をした際に、同じように遡及^{そきゆう}納付をしたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、戸籍の附票により、申立人は、昭和55年7月に現在居住している市に転入したことが確認できる上、申立人の夫についても、その夫の国民年金手帳記号番号の払出時期や国民年金保険料の納付状況から、国民年金の加入手続を行った当時に同年7月まで保険料をさかのぼって納付したとみられることから、申立人の供述とおおむね一致しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるが、調査の結果、市においては、当時、過年度保険料の納付書を発行し、市役所内の金融機関において納付することが可能であったとみられることや、上記の状況などを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。しかし、私は昭和39年8月1日にA社B工場から同社C本社に転勤したが、申立期間は同社B工場に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された在籍証明書、申立人から提出された退職金明細書及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時に同社B工場から同社C本社に異動している同僚11人については、いずれも厚生年金保険被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月17日から同年6月1日まで
② 平成12年10月30日から同年11月1日まで

平成12年1月17日にB社に中途入社し、14年10月30日に退社するまで同社で継続して勤務していたが、ねんきん特別便を見ると、厚生年金保険の資格取得日が12年6月1日となっており、勤務先の名称もA社となっていた上、同年10月30日から同年11月1日までの期間が空白期間となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された平成12年分の給与所得の源泉徴収票、C社本部（A社の後継事業所、同社及びB社はC社傘下の事業所）から提出された賃金台帳及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人がA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したかについては、事業主は確認できる関連資料が無いものの、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成12年10月30日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、C社本部から提出された賃金台帳及び申立人から提出された貯金通帳により、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、C社本部から提出された賃金台帳及び申立人から提出された平成 12 年分の給与所得の源泉徴収票によると、申立期間①において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社本部に照会したところ、「当時、中途入社社員は入社して3か月間は試用期間として厚生年金保険には加入させていなかった。」との回答があった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、平成 12 年 6 月 1 日資格取得、同年 10 月 31 日離職となっており、申立期間①に係る加入記録は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間①において国民年金に加入しており、このうち平成 12 年 4 月及び同年 5 月は国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月10日から同年7月21日まで

私はB社で継続勤務していた。申立期間はC支店に籍を置き、D工場新設のために赴任していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び個人照会データの記録並びに申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間について、申立人がA社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、個人照会データの記録、オンライン記録及び同僚の供述等によると、申立人は申立期間においてA社E出張所に勤務していたことが認められ、同出張所への異動時には同社C支店において被保険者資格を取得しており、申立人と同様にE出張所に勤務していた同僚も同社C支店での厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、申立期間について、申立人は同社C支店において厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

申立期間当時は生活が苦しく、国民年金保険料は申請免除していたが、自営業を始めてからは仕事も順調であったため、昭和 52 年以降に、役場の職員と社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪れ、免除期間の保険料を支払うよう言われた。申立期間の保険料を妻の分と合わせて現金で支払ったのに、申立期間が免除期間のままとなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人夫婦は、追納を行った時期について明確に記憶しておらず、納付金額についての記憶も曖昧であるなど、当時の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したとする当時の役場職員に聴取したところ、当時、国民年金の現年度保険料及び国民健康保険税等の収納事務についても取り扱っていたことから、申立人夫婦宅にそれらの保険料等の徴収のために訪れたことはあるが、免除期間に係る追納保険料の徴収は行ったことが無いとしている上、社会保険事務所においても、当時、過年度保険料の徴収のための戸別訪問は実施していたが、追納保険料の徴収のための戸別訪問は行っていなかったとしている。

さらに、申立人夫婦は、昭和 44 年 4 月からの国民年金保険料の免除申請を行って以降、役場職員等が保険料の徴収に自宅を訪問するまで保険料を納付しておらず、当該訪問を契機として納付を再開したと供述しているが、オンラインの記録によると、申立人夫婦共に申立期間直後の 49 年 4 月からの保険料は納付済みとなっているところ、免除期間に係る国民年金保険料の追納

に当たっては、制度上、先に経過した月の分から順次充当することとされていることから、同年4月以降に係る保険料の納付は、免除期間に係るものではなく、未納期間であったものを遡^{そきゆう}及納付したとも考えられる。このような納付状況や、当時の役場職員の供述等も踏まえると、申立人夫婦は、49年4月以降に係る遡^{そきゆう}及納付を申立期間の保険料の追納と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 809

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

申立期間当時は生活が苦しく、国民年金保険料は申請免除していたが、自営業を始めてからは仕事も順調であったため、昭和 52 年以降に、役場の職員と社会保険事務所（当時）の職員が自宅を訪れ、免除期間の保険料を支払うよう言われた。申立期間の保険料を夫の分と合わせて現金で支払ったのに、申立期間が免除期間のままとなっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人夫婦は、追納を行った時期について明確に記憶しておらず、納付金額についての記憶も曖昧であるなど、当時の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したとする当時の役場職員に聴取したところ、当時、国民年金の現年度保険料及び国民健康保険税等の収納事務についても取り扱っていたことから、申立人夫婦宅にそれらの保険料等の徴収のために訪れたことはあるが、免除期間に係る追納保険料の徴収は行ったことが無いとしている上、社会保険事務所においても、当時、過年度保険料の徴収のための戸別訪問は実施していたが、追納保険料の徴収のための戸別訪問は行っていなかったとしている。

さらに、申立人夫婦は、昭和 44 年 4 月からの国民年金保険料の免除申請を行って以降、役場職員等が保険料の徴収に自宅を訪問するまで保険料を納付しておらず、当該訪問を契機として納付を再開したと供述しているが、オンラインの記録によると、申立人夫婦共に申立期間直後の 49 年 4 月からの保険料は納付済みとなっているところ、免除期間に係る国民年金保険料の追納

に当たっては、制度上、先に経過した月の分から順次充当することとされていることから、同年4月以降に係る保険料の納付は、免除期間に係るものではなく、未納期間であったものを遡^{そきゆう}及納付したとも考えられる。このような納付状況や、当時の役場職員の供述等も踏まえると、申立人夫婦は、49年4月以降に係る遡^{そきゆう}及納付を申立期間の保険料の追納と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 810

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 5 月まで
毎月、郵便局に夫婦二人分の国民年金保険料を納めに行っていた。夫の分だけを納めた記憶は無く、申立期間について、夫の分のみ納付済みになっているのはおかしい。また、申立期間の前後の期間は納付済みであるのに、その間の期間の保険料を納付しなかったはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の 60 歳以降についての申立てであるが、60 歳以上の者に係る国民年金の任意加入制度は、61 年 4 月から始まった制度であることから、申立期間のうち、58 年 12 月から 61 年 3 月までの期間については国民年金に加入することはできない上、町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格喪失年月日欄には「58. *. * 満 60 歳に達した為」と記載されており、申立人が 60 歳に到達したことにより国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できるほか、申立期間については、オンライン記録及び町の国民年金被保険者名簿共に未加入期間となっている。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに、申立期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 22 日から 43 年 3 月 31 日まで
A社で働いていた期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 837

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 1 月 1 日から A 事業所で正社員として勤務していた。同年*月*日に長男を出産した際も 1 か月間ほどしか休んでいない。申立期間はフルタイムで勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間に A 事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除の状況について当該事業所に照会したところ、「申立人に係る労働者名簿を確認したところ、申立人は昭和 47 年 1 月 1 日から適用となっている。」との回答があった上、上記の労働者名簿によると、申立人は当該事業所に 2 回勤務しており、申立人の健康保険記号番号は、最初に勤務した際の記号番号が棒線で消された上に 2 回目に勤務した際の記号番号が記載されているが、棒線で消された最初の記号番号は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した時の健康保険記号番号と一致していることが確認できる。

また、申立期間について、A 事業所に在籍していた複数の同僚に照会したところ、同僚の一人は「申立人が入社してから 4 年ほど厚生年金保険に加入していないのは、夫の扶養に入っていたからではないかと思う。」と供述している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 47 年 9 月 1 日資格取

得、52年10月31日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月5日から同年7月20日まで
② 昭和27年7月30日から同年10月8日まで

私は、昭和26年4月5日から同年7月中旬くらいまでA事業所で勤務していた。その後、同年8月7日から61年8月末日までB社で勤務しており、その間、27年と41年に同社は組織変更があったが、私は同じ会社に継続して勤務していた。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとされていることに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A事業所は平成17年10月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主に照会をしたものの、既に他界しており、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①におけるA事業所の同僚であるとしている一人について、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に該当者は見当たらない上、当該被保険者名簿で確認できる同僚二人に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②については、事業所名簿によると、B社が昭和27年7月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後にC社として再度適用事業所となった日は、同年10月1日であり、当該期間のうち同年9月30日までの期間については、B社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、B社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両社において厚生年金保険被保険者であった同僚二人については、申立人と同様にB社の資格喪失日が昭和27年7月30日、C社の資格取得日が同年10月8日となっている上、いずれの同僚も既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、昭和27年10月1日資格取得、61年8月29日離職となっており、申立期間②のうち27年9月30日までの期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年1月まで

私は、昭和25年4月にA社（現在は、B社）のC事務所に入社し、同年8月にD出張所に移り26年1月まで勤務していたため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している同僚がA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除の状況について当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年2月の前後(昭和36年1月から41年6月までの期間)に資格を喪失した者4人(当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人について資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当該事業所に照会したところ、「当時の担当者が他界又は所在が判明しないため定かではないが、当事業所を退職した複数の者から当事業所で脱退手当金についての説明が行われ、脱退手当金を受け取った旨を聴取した。」との回答があったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年7月2日に支給決定されているほか、脱退手当金支給一覧簿には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ごろから29年3月まで

私は、国民学校を卒業して父親の手伝いをした後、A社に入社し、船及び貨車に荷物を積む仕事をしていた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したところ、「社員全員が記載されているわけではないものの、当事業所に保管している退職者台帳及び社会保険資格得喪台帳には申立人の氏名は無く、そのほかに当時の資料は残っていない。」との回答があった。

また、申立人は、当該事業所に採用される際、紙に氏名及び生年月日を記入したのみで履歴書は提出しなかったとしているが、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚6人に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、同事業所の採用時には履歴書を提出したと供述している上、このうち二人の同僚は、申立人が勤務していたとする職種においては、下請業者が勤務していたと供述している。

さらに、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 16 日から 50 年 1 月 21 日まで

私は、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無く、脱退手当金の制度も知らなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「氏名変更届 53. 3. 1」との記載があることから、このころ氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は、昭和 53 年 3 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 21 日から 52 年 1 月 21 日まで
私はA社で昭和 52 年 1 月 20 日まで勤務し、翌 21 日からB事業所で働き始めた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立期間当時にA社に在籍していた複数の上司及び同僚に照会したところ、いずれも申立人を覚えていると供述しているものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、同社から、申立人の資格取得・喪失届、その他の資料については残っていないが、当時の従業員台帳を確認したところ、申立人は昭和 51 年 1 月 20 日退職とあるので、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと供述している上、同社から提出された従業員台帳の写しには、申立人が同社に入社してから毎年 4 月の給与履歴が記載されているが、申立期間に係る給与改定の記載は見当たらない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 45 年 3 月 13 日資格取得、51 年 1 月 20 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。